

東京糖尿病療養指導士認定機構 定 款

(名称)

第1条 この団体は、東京糖尿病療養指導士認定機構と称する。

(目的)

第2条 この団体は、東京都及び近県における糖尿病患者とその予備群の増加に対応し、糖尿病患者さんに対するより良い医療、糖尿病予備群の方に対する適切なサポートが行われるよう、糖尿病の病態、療養に関する知識を有する幅広い分野の専門職を育成するとともに、その認定を行うものとする。

(事業)

第3条 この団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 東京糖尿病療養指導士(略称：東京 CDE)の育成とその認定。
- ② 東京糖尿病療養支援士(略称：東京 CDS)の育成とその認定。
- ③ 上記①、②を育成するための研修会等の開催。
- ④ その他、この団体の目的を達成するために必要な事業。

(役員と職務)

第4条 この団体には次の役員を置く。

- ① 幹事 5名以上、30名以内
 - ・ 幹事は、幹事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。
 - ・ 幹事のうち1人を代表幹事とし、代表幹事はこの団体を代表し運営を総括する。
 - ・ 幹事のうち1人を副代表幹事とし、代表幹事が欠けたとき、あるいは業務の執行に支障が出たとき、代表幹事の職務を代行する。
- ② 監事 2名
 - ・ 監事は、幹事の業務の執行状況及び財産の状況を監査する。また、幹事会に出席して意見を述べることができる。
 - ・ 幹事は、監事を兼ねることができない。

(役員を選任)

第5条

- ① 幹事、監事を選任は、幹事の推薦を受けて、幹事会が承認する。
- ② 代表幹事は、幹事の中から幹事会が選任する。
- ③ 副代表幹事は、幹事の中から代表幹事が選任する。

(役員任期)

第6条

- ① 幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時幹事会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。
- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時幹事会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

(顧問)

第7条

- ① この団体に顧問を置くことができる。
- ② 顧問は、幹事会が推薦、決議し、代表幹事が委嘱する。
- ③ 顧問は、代表幹事の要請を受けて幹事会に出席して意見を述べるることができる。但し、表決に加わることはできない。
- ④ 顧問の任期は、幹事の任期に準じ、再任を妨げない。

(解任)

第8条 幹事、監事、顧問としてふさわしくない行為があった時には、幹事会の決議によりこれを解任することができる。

(幹事会の構成、機能)

第9条

- ① この団体に幹事会を置く。幹事会は幹事をもって構成する。
- ② 幹事会の議長は代表幹事がこれにあたる。
- ③ 幹事会はこの団体の最高決議機関とする。

(幹事会の招集、開催)

第10条

- ① 幹事会は、毎事業年度終了後、3ヵ月以内に毎年1回定時幹事会を開催するとともに、必要に応じて随時開催する。
- ② 会議は 代表幹事が招集する。
- ③ 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- ④ 幹事会の議決は、出席幹事の過半数の同意をもって決する。
- ⑤ 会議に出席できない幹事は、委任状をもって出席した幹事に表決を委任することができる。
- ⑥ 代表幹事が、会議の招集が困難と判断した場合、メールによる会議を開催し、その結果を幹事会の議決として代えることができる。
- ⑦ 会議の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。出席した幹事の中から議事録署名人2名を議長が指名し、議事録に記名押印する。

(幹事会の権限)

第 11 条 幹事会は、次の事項について決議する。

- ① 幹事及び監事の選任又は解任
- ② 計算書類などの承認
- ③ 定款、付則の制定、変更
- ④ 解散及び残余財産の処分
- ⑤ その他、この団体の運営に関する事項、定款、付則に定められた事項に関する決議

(運営と付則)

第 12 条

- ① この団体の運営に当たっては、別途定める付則に基づいて行う。
- ② 付則の制定、改訂については幹事会にて行う。

(資金)

第 13 条

- ① この団体の資金は、次に掲げるものをもって構成する。
- ② 研修会の開催、認定など、この団体の事業活動による収入。
- ③ 関連団体、企業、個人などからの寄付、協賛金。
- ④ その他

(事業計画、予算)

第 14 条 代表幹事は、この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算を作成し、幹事会の承認を得なければならない。やむを得ない事由により予算が成立しないときは、幹事会の承認を得て暫定予算を組むことができる。

(事業報告、決算)

第 15 条

- ① 代表幹事は、この団体の事業報告及び収支決算について下記の書類を作成し、監事の監査を受けた後、定時幹事会の承認を得なければならない。
 - ・ 事業報告書
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 損益計算書(正味財産増減計算書)
- ② 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間保管するものとする。

(定款の変更)

第 16 条 この定款は、幹事会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 17 条 この法人は、幹事会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(会計年度)

第 18 条 この団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(最初の事業年度)

第 19 条 この団体の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から 2018 年 3 月 31 日までとする。

(設立時幹事の任期)

第 20 条 この団体の設立時幹事の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、2018 年度の事業年度に関する幹事会の終結の時までとする。

(事務所)

第 21 条 この法人の主たる事務所を東京都港区に置く。

(設立時幹事、監事) この団体の設立時役員は、下記の通りとする。

代表幹事	菅原 正弘
副代表幹事	森 保道
幹事	新井 保久
幹事	加藤 光敏
幹事	菅野 一男
幹事	白井 幸久
幹事	須藤 秀明
幹事	染谷 泰寿
幹事	龍岡 健一
幹事	照沼 則子
幹事	原 純也
幹事	水野 有三
幹事・事務局長	内潟 安子
監事	伊藤 景樹
監事	井藤 英喜

作成：20170331

改訂：20180612